

神戸家庭裁判所

## 財産目録1(相手方(夫)名義分)

令和4年(家イ)第130号

基準日(別居日) 令和3年6月30日

令和5年1月15日 申立人(妻)作成

令和5年2月13日 相手方(夫)作成

## A.不動産

番号	所在	地番/家屋番号	地目/種類・構造	地積/床面積(m <sup>2</sup> )	持分	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
						評価額(円)	評価額(円)						
A1	神戸市兵庫区荒田町3丁目	46番1	宅地	166.01	3分の2	20,000,000	14,000,000	現在の全体価格は3000万円である。	甲12	現在の全体価格は2100万円である。	乙12		
A2	神戸市兵庫区荒田町3丁目4番地1	46番1	居宅/木造スレートぶき2階建て	1階 92.65 2階 83.47	3分の2			同上	甲12	同上	乙12		
A3	【1棟の建物の表示】 神戸市兵庫区荒田町4丁目5番地21 (建物の名称) ファミリーコート新荒田町		鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根 8階建		1					相手方の主張を認める。		相手方の母から相続した財産であり、夫婦の共有財産ではない。	乙13
	【敷地権の目的である土地の表示】 神戸市兵庫区荒田町4丁目5番地21 土地の符号1		宅地	497.82									
	【専有部分の建物の表示】 (建物の名称)201	神戸市兵庫区荒田町4丁目5番地21		2階部分 63.02									
	【敷地権の表示】 土地の符号1 敷地権の割合 3598358分の359												
小計						20,000,000	14,000,000						

## B.預貯金

番号	金融機関名	種類	口座(記号)番号	名義人	残高基準日	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
						基準日残高(円)	基準日残高(円)						
B1	神戸銀行 荒田町支店	普通	3860561	相手方	R3.6.30	1,326,601	1,326,601						乙8
B2	ひまわり銀行 荒田町支店	普通	1027663	相手方	R3.6.30	567,900	567,900						乙9
B3	あさがお銀行 ドレミ支店	普通	2578367	相手方	R3.6.30	135,562	135,562						乙10
B4	ゆうちょ銀行	通常	14180-56443 427	相手方	R3.6.30	429,025	429,025						乙11
B5													
B6													
B7													
B8													
小計						2,459,088	2,459,088						

## C. 株式

番号	内容	証券会社名	基準日株数	現在単価(円)	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
					単価基準日	株数×現在単価(円)	株数×現在単価(円)					
C1	荒田観光	神戸証券荒田町支店	6,039	1281.0	R4.6.19	7,735,959	7,735,959					乙21
C2	荒田食品	楽天証券	200	1000.0	R4.6.19	200,000	200,000					乙22
					小計	7,935,959	7,935,959					

## D. その他の有価証券

番号	内容	証券会社名	基準日口数	現在単価(円)	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
					単価基準日	口数×現在単価(円)	口数×現在単価(円)					
D1	神戸共済	神戸信用金庫	100	2500.0	R3.6.30	250,000	250,000					乙17
D2						0	0					
					小計	250,000	250,000					

## E. 保険契約

番号	保険会社・種類	記号番号	契約者	被保険者	評価基準日	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
						基準日の解約返戻金額(円)	基準日の解約返戻金額(円)						
E1	神戸生命	398-23992118	相手方	相手方	R4.6.19	500,000	500,000						乙16
E2													
E3													
E4													
					小計	500,000	500,000						

## F. 自動車

番号	メーカー・車種	登録番号	査定基準日	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
				査定額(円)	査定額(円)						
F1	トヨタ ノア	神戸501す8888	R4.5	200,000	0	0	中古車販売サイトで検索した同種の車の販売価格の中間値。	甲16～19	初年度登録後8年を経過しており無価値である。		乙12
F2											
				小計	200,000	0					

## G. その他の財産

番号	種類・内容	評価基準日	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
			評価額(円)	評価額(円)						
G1	神戸商事退職金	R3.6.30	1,580,000	1,073,207			退職金予定額全額を対象財産とすることを希望する。		在職期間 H20. 4～R3. 6の159か月 同居期間 H24. 7～R3. 6の108か月 退職金予定額158万円× 108÷159=1073207	乙13
G2										
G3										
			小計	1,580,000	1,073,207					

申立人

相手方

相手方総合計	32,925,047	26,218,254
--------	------------	------------

H.債務

番号	種類・借入先	対応する財産番号	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
			基準日残高(円)	基準日残高(円)	基準日残高(円)	基準日残高(円)				
H1	兵庫銀行三宮支店 住宅ローン	A1、A2	12,000,000	12,000,000						乙14
H2										
小計			12,000,000	12,000,000						

I. 特有財産

番号	性質・内容	対応する財産番号	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
			評価額(円)	評価額(円)	評価額(円)	評価額(円)				
I1	神戸生命保険解約返戻金	E1		500,000	婚姻期間中に契約された保険契約であり、相手方の主張は立証されていない。			相手方の母が保険料を一括納付したものであるから、夫婦共同財産ではない。		
I2										
小計			0	500,000						

	申立人	相手方
相手方資産－債務－特有財産	20,925,047	13,718,254

	申立人	相手方
→財産目録2から 申立人資産－債務－特有財産	7,742,887	8,042,887

	申立人	相手方
夫婦合計	28,667,934	21,761,141
その1/2	14,333,967	10,880,571
分与額	6,591,080	2,837,684

※目録完成までは暫定値

※マイナスの場合は申立人から相手方への分与

財産目録2(申立人(妻)名義分)

令和5年1月15日 申立人(妻)作成

令和5年2月13日 相手方(夫)作成

a.不動産

番号	所在	地番/家屋番号	地目/種類・構造	地積/床面積(m <sup>2</sup> )	持分	申立人 相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
						評価額(円)	評価額(円)				
a1	神戸市兵庫区荒田町3丁目	46番1	宅地	166.01	3分の1	10,000,000	7,000,000	現在の全体価格は3000万円である。	甲12	現在の全体価格は2100万円である。	乙12
a2	神戸市兵庫区荒田町3丁目46番地1	46番1	居宅/木造スレートぶき2階建て	1階 92.65 2階 83.47	3分の1			同上	甲12	同上	乙12
小計						10,000,000	7,000,000				

b.預貯金

番号	金融機関名	種類	口座(記号)番号	名義人	残高基準日	申立人 相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
						基準日残高(円)	基準日残高(円)				
b1	ゆうちょ銀行	通常	14180-56443430	申立人	R3.6.30	199,944	199,944		甲14		
b2	みなと銀行 荒田町支店	普通	1627463	申立人	R3.6.30	42,943	42,943		甲15		
b3	神戸銀行 三宮支店	普通	3998101	長男	R3.6.30	300,000	300,000		甲16		
b4											
b5											
B6											
B7											
B8											
小計						542,887	542,887				

c.株式

番号	内容	証券会社名	基準日株数	現在単価(円)	単価基準日	申立人 相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
						株数×現在単価(円)	株数×現在単価(円)				
c1						0	0				
c2						0	0				
小計						0	0				

d.その他の有価証券

番号	内容	証券会社名	基準日口数	現在単価(円)	単価基準日	申立人 相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
						口数×現在単価(円)	口数×現在単価(円)				
d1						0	0				
d2						0	0				
小計						0	0				

e.保険契約

番号	保険会社・種類	記号番号	契約者	被保険者	評価基準日	申立人 相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
						基準日の解約返戻金額(円)	基準日の解約返戻金額(円)				
e1	神戸生命	398-23993988	申立人	申立人	R3.6.30	500,000	500,000		甲17		

e2										
e3										
e4										

小計	500,000	500,000
----	---------	---------

f.自動車

番号	メーカー・車種	登録番号	査定基準日	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
				査定額(円)	査定額(円)						
f1											
f2											

小計	0	0
----	---	---

g.その他の財産

番号	種類・内容	評価基準日	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
			評価額(円)	評価額(円)						
g1										
g2										
g3										

小計	0	0
----	---	---

	申立人	相手方
申立人総合計	11,042,887	8,042,887

h.債務

番号	種類・借入先	対応する財産番号	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
			基準日残高(円)	基準日残高(円)						
h1										
h2										

小計	0	0
----	---	---

i.特有財産

番号	性質・内容	対応する財産番号	申立人		相手方		申立人の主張	申立人書証	相手方の主張	相手方書証
			評価額(円)	評価額(円)						
i1	自宅不動産の頭金相当分	a1、a2	3,000,000				4000万円で購入し、頭金400万円は申立人の両親が援助をしたことから、現在の全体価格3000万円の10分の1に相当する300万円分は申立人の特有財産である。		相手方の両親も婚姻時に挙式費用200万円を援助していることを考慮すると、申立人の特有財産と認めるべきではない。	
i2	長男名義の預金	b3	300,000				長男の個人資産であり、申立人の資産ではない。		長男は小学3年生であり収入や財産を管理する能力はないのであるから、実質的には夫婦の共有財産である。	

小計	3,300,000	0
----	-----------	---

申立人 相手方

申立人資産-債務-特有財産	7,742,887	8,042,887	→財産目録1へ
---------------	-----------	-----------	---------